除権決定

平成２５年（へ）第１号

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

埼玉県さいたま市岩槻区西町４丁目６番31号
申立人　外川啓二郎
権利の届出の終期　平成26年６月19日
平成26年６月24日　東近江簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　東近江市今在家町字門口297番１
宅地　347.10㎡
２登記年月日番号　大津地方法務局東近江出張所
明治35年９月６日受付第5245号
３登記した権利の内容
登記の目的　地上権設定
原因　明治35年９月６日設定
目的　建物所有
範囲　１畝21歩
存続期間　明治35年９月６日向う10年
地代　金20円
支払期　明治35年９月６日支払い
地上権者　愛知郡東押立村大字今在家18番屋敷の２
外村　茂の

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第４７０号

広島県廿日市市下平良１丁目９番16号
債務者　株式会社ナカソウ
代表者代表取締役　中村　春夫
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　羽崎　靖宏
４　破産債権の届出期間　平成26年８月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午前11時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２５５６号

大阪市福島区大開３丁目１番２―834号
債務者　株式会社金田興業
代表者代表取締役　金田　高志
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　白川　謙三
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１４２号

岡山県倉敷市茶屋町672番地８　エランドールⅡ107号
債務者　山根　幸子
１　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本　洋明
４　破産債権の届出期間　平成26年８月18日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第２２０号

岡山市中区下475番地６エクセル東岡山707、住民票上の住所岡山県和気郡和気町衣笠898番地
債務者　山脇八千代
１　決定年月日時　平成26年７月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大土　弘
４　破産債権の届出期間　平成26年９月１日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月３日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年９月１日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４号

岩手県奥州市江刺区玉里字玉崎179番地
債務者　菊池　康
１　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　毅
４　破産債権の届出期間　平成26年８月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年９月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２６年（フ）第１３９号

青森市大字大矢沢字野田20番地12　コーポアルペンⅡ203号
債務者　坂本優美子
１　決定年月日時　平成26年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐藤　大輔
４　破産債権の届出期間　平成26年８月４日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月１日午後１時30分
６　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６３号

千葉県君津市久留里市場570番地
債務者　福山　永二
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　町田　敬
４　破産債権の届出期間　平成26年８月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１１１１号

札幌市北区新琴似10条８丁目１番８号
債務者　高柳　正志
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川崎久美子
４　破産債権の届出期間　平成26年８月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月10日午後３時30分
６　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９１６号

東京都江東区北砂５丁目20―９―1119
債務者　三枝　邦正
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原圭一郎
４　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９１７号

東京都江東区北砂５丁目20―９―1119
債務者　三枝すみ子
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　藤原圭一郎
４　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９３６号

東京都品川区中延４丁目10―18
債務者　花畑　佑典
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松本佐弥香
４　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午後３時
６　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９５９号

神奈川県横浜市泉区中田西１丁目７―５―401
債務者　小淵　将
１　決定年月日時　平成26年７月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　上田　啓子
４　破産債権の届出期間　平成26年７月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年８月28日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年８月28日まで
東京地方裁判所民事第20部